

文書館だより

第25号

平成7年7月

発行／群馬県立文書館

〒371 前橋市文京町三丁目七番六号

☎(0281) 21-3304

印刷／朝日印刷工業株式会社

☎(0281) 51-1133

題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝

- 広告資料と庶民の暮らし
- 昭和の戦争の記録
- 明治期地理関係文書の概要
- 新聞覧及び新収蔵古文書
- 新収蔵行政文書及び新聞覧マイクロ複製図
- 古文書解説コーナー

広告資料と庶民の暮らし

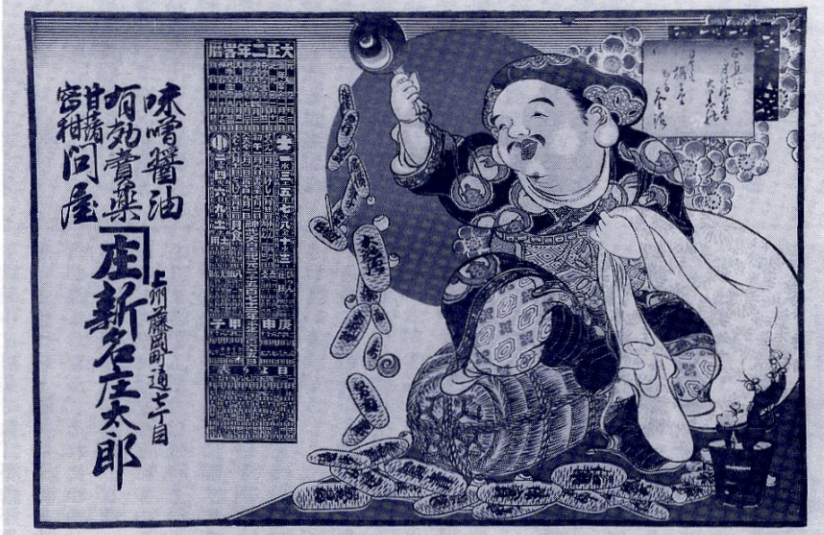
平成六年度末に本館で目録刊行された藤岡市高山の坂本計三家文書の中では、各種の広告資料が他の出版物と比べると数も多く、一つの特色をなしています。それらは、いわゆる「引き札」、「絵びら」といわれる各種の宣伝広告、商品の包み紙、紙袋、観光地等の各種の案内資料です。

これら広告資料から、様々な生活情報、どのような生活情報か、また、残された広告資料の時代的な特色は何か、商店などの情報発進側と情報受容側としての消費者との、日常的な関わり方はどうであったか、当時の商圏の範囲はどのくらいか、また、広告に合わせて紙面に盛られた各種の情報、例えば農事に関わつての旧暦(大陰暦)、列車時刻表の掲載をはじめ、これら広告資料を複製配布した商店の屋号及び、店の取り扱い品目、住所、そして、古くはごく少数の店の所有に限られていた電話番号等の情報から、当時の時代相の一端を窺うことができます。本館では、今秋の企画展でこれら「引き札」、「絵びら」に代表される広告資料を取り上げ展覧いただく予定です。

(古文書課 駒形義夫)



鋸の販売広告(隣県の埼玉県小鹿野町の業者の出したものの。鋸の切れ味を保障する旨が記されている。)(年代不詳) 坂本計三家文書(文書番号1564)



大正2年略暦入り商店広告(年頭に配付したのであろうか、大黒像をあしらひ目出度の図柄となっている。)(彩色) 坂本計三家文書(文書番号1271)

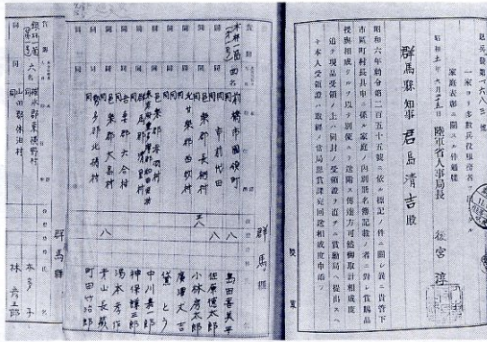
【資料紹介】常設展「記録が語る戦争」にちなんで

昭和の戦争の記録

行政文書課 吉江 剛

昭和六年の満州事変勃発から、十二年の日中戦争、そして十六年からの太平洋戦争へと昭和の前半期に日本は十五年にわたる長い戦争の時代を経験しました。今年はその昭和の戦争が終わって五十年目という節目の年を迎えることから、図書館では五月から九月にかけて常設展「記録が語る戦争」を開催します。

展示した資料をはじめ、昭和の戦争にかかわる記録が図書館にも多数残されており、ここではそれらの資料について紹介します。



陸軍省人事局長名の通知書面

右の写真は館所蔵の県行政文書で、陸軍省人事局長から群馬県知事に宛てた昭和十一年六月二十五日付の通知です。一軒の家から多数の兵役服務者を出した家

庭に対して表彰を行い、賞賜品を送付したことが記されています。この文書を見ると、三名の兵役服務者を出した家庭には表彰状、四名・五名の家庭には木杯、六名以上になると銀杯が贈られていたことが分かります。

陸軍省から表彰を受けた家庭は名誉なことであり、国のためお役に立ったということになりませんが、兵士を出した家庭では生活に困窮していたことが分かる文書もあります。昭和十三年に北甘楽郡農会長から農林省米穀局長へ宛てた政府米随時払下申請書には、爾や蒞蕪の価格暴落に加え、日華事変に一家の支柱たる男子が応召したため困窮が深まり、そのため安価な政府米の払下を受けたい旨が記されています。

これらは当時の県行政を遂行するために作成された文書の一部ですが、戦争が県民の生活に与えた影響を現在に伝える記録となっています。

昭和の戦争の時代を知る行政文書としては、先の例のような軍人家族についてのもののほか、兵事・軍事関係では徵募書類や海軍志願兵志願者名簿などがあります。ほかに、昭和九年に県内で行われた陸軍特別大演習及び地方行幸についての行政文書や写真が多数残されており、本県の対応や戦争気運の高まりを知ることができます。

また、産業や日常生活にかかわる行政

文書の中にも戦争の影響を知ることができるとあります。

戦時中に農業では、不急不要部門の整理と食用作物・軍需用原料の生産増強が行われましたが、それにかかわる資料として桑園整理転作奨励、甘藷・馬鈴薯・麻などの増殖奨励などについての文書があります。工業では戦時下の工場概況一般や鉱山の生産状況に関する文書、商業関係では商業組合整備要綱による商業組合の解散・設立などについての文書が残されています。

さらに、戦時下の教育状況を伝えるものとしては、知事や内政部長の事務引継書に、学務関係の記事として当時の教育の方針や学徒勤労動員、疎開児童の受入状況などが記されています。そのほか青年学校の設廃や青少年義勇軍、満州建設勤労奉仕隊などこの時代を特徴づける社会教育関係の文書もあります。

このような行政文書のほかに、文書館に一般の方から寄贈・寄託されている文書の中にも昭和の戦争についての資料があります。



さくらの国(昭和13年1月号)

写真は、「さくらの国」という写真雑誌で、館に寄贈されている田村あい子家文書の一つです。製糸業関連資料の多い田村家文書ですが、戦時中に発行された雑

誌類なども含まれているのは文書館だより23号ですでご紹介したとおりです。

この「さくらの国(昭和十三年一月号)」では軍国少年を題材にした写真コンクールを行い、二七八三枚の応募があり、力作が多く審査に苦戦したことが後書きに記されています。写真を趣味とする人々を対象にした雑誌にも、戦争の影響がうかがわれます。また、空襲から身を守る防護室を持つ住宅を提案した住宅雑誌や、華々しい軍人の武勇伝を描いた少年雑誌、教練の教科書や未召集兵教育のための手引き書なども田村家文書には残されています。

寄贈・寄託された資料の中には、このような雑誌類のほかに、坂本計三家文書の中にある「防空に関する県民心得」(昭和十一年九月群馬県作成)のように、国や県が戦時体制を押し進めていくため配布した印刷物もよく見られます。また、各地域の自治会文書には大政翼賛会や大日本婦人会などからの通知が残されている例も多く、戦争に協力する体制が県内の隅々まで張り巡らされていたことが分かります。

常設展では以上のような県行政文書、寄贈・寄託資料の中から一部を展示し、昭和の戦争の時代の記録をご覧いただいています。

常設展「記録が語る戦争」のご案内

I 昭和の戦争と県民のくらし

5月16日(火) ～ 7月9日(日)

II 戦時下の教育と学校生活

7月11日(火) ～ 9月3日(日)

明治期地理関係文書の概要

— 件名カード利用にあたって —

行政文書課 堀口秀樹

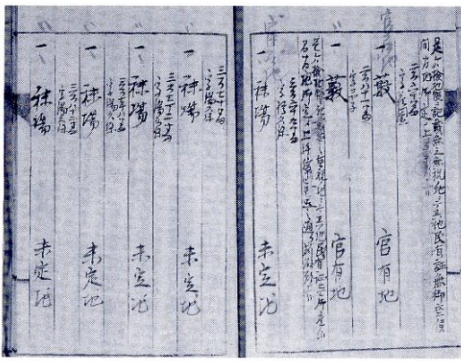
当館が利用に提供している明治期の文書については、これまで学務、宗教、勸業、土木・河川、福祉・衛生の各関係文書の概要を紹介してきました。

今回は、現在閲覧に提供している明治期行政文書の中から地理関係文書を紹介いたします。なお、分類ごとの簿冊数、件数は表のとおりです。

■地籍 官有地地籍一筆限帳、官有地一筆限地図、地籍台帳などの文書です。

官有地地籍一筆限帳は、各村にある官有地について地番、字名、地目、反別を調べたもので、郡ごとにとまとめられています。官有地として、寺社の境内地、芝地、林などがあげられています。

官有地一筆限地図は、官有地の土地や地番を地図に表したもので、山田・新田・



公有地原因取調書

明治期地理関係文書数

分類項目	簿冊数	件数
地籍	70	569
官有地区別	93	836
官有林	29	1,068
官有誤謬	11	50
官有境界	33	591
官有土地	7	68
官有用地	4	52
官有その他	15	38
合計	262	3,272

佐位郡の一部の村についてのものが残っています。

地籍台帳は、各村の土地について地目の面積、筆数の集計が記載されています。ほかに、上野国新田検地帳四冊、地券、上野国三郡地目表などがあります。

■官有地区別 公有地原因取調書、山林雑種地官有区別調書、官有区別などの文書です。

農山村民の入会収益の対象であった山林原野は明治六（一八七三）年の地所名称区別により公有地とされましたが、翌七年には、調査・整理し官民有の区分をする達が出されました。公有地原因取調書は、公有地の官民有を区分し、その理由を添えて提出させた調査書で、官民有の区別のはっきりしない土地は未定地として提出されましたが、その大部分は官有地に編入されました。

山林雑種地官有区別調書は、山林と雑種地（荒地や草原、沼、小さな川や池など）について、官民有の区別をする調査です。



明治期地理関係文書の一部

官民有区別は、調査漏れの土地（脱落地）について、再調査して区分したものと官有地となった土地についての民有下房の申請関係などがあります。

■官林 官林簿と山林慣例調査が中心です。

公有地の官民有区分が行われたことで多くの入会地が官有林に編入されました。政府は官林管理のために明治九年官林調査仮条例を定め官林簿を作成しました。内容は樹木の種類と本数や境界、反別、地勢地形、地質、季候、運輸の仕方などです。

山林慣例調査は、江戸時代の山林制度について、各藩ごとの山林の歴史、使用方法、禁止事項などについて調べさせ提出させたものです。

■誤謬更正 土地や水面（溜池）など官有地について、面積などの誤りを訂正したものです。

■変換 官民有地変換が中心で、これは山林原野や土地水面に関する官有地

を他の地目に変更した場合の届け出です。官有林野である秣場に馬道を造ったり、芝地を道路にしたり学校や役場を造る、水路を造る、といった官民有林野関係の変更や間違った地名の訂正などが主に書かれています。

■土地境界 この中には、明治13（1880）年西群馬郡松之沢村部分木地取纏一件があります。これは榛名山麓の「中野秣場騒動」事件の記録で、事件の起因、経過、その処理にわたって詳細に書かれています。ほかには、県界変更に関する書類や栃木県ヨリ合併書、部分木台帳、北二十二大区各村区分簿などがあります。

■官用地 官用地書類留、官用地書類、土地水面官用地があります。これらは官衛の用地（陸軍省用地・郵便局・警察用地など）に関する寄付、貸渡関係の書類です。

■その他 吾妻郡南木山入会絵図や、甘菜郡芦野平村地引絵図、勢多郡村図などの絵図、地理土木例規、地理雑件などの文書が残されています。

以上が当館に収蔵されている明治期の地理関係文書の概要です。

書庫増築工事のお知らせ

文書館では、平成6年6月から書庫の増築工事を行っています。

工事期間中、来館者の方には、工事の騒音、階段の不使用などご迷惑をおかけしています。

9月下旬以降に完成の予定です。それまでの間、皆様のご協力をお願いいたします。

新たに閲覧できる

古文書

閲覧装備を終え、新たに閲覧利用できる古文書は次のとおりです。

◎前橋市文京町・高橋讓氏収集文書

高橋讓氏が収集した江戸時代から昭和期迄の古文書・絵図・典籍類です。群馬県に關係するものとしては、寛政八年の前橋堅町の「五人組改附寺社人別帳」や「上州草津温泉図」などがあります。他には鎌倉や江戸などの絵図・名所記、俳諧写本、複製印刷された中国の書画なども含まれています。点数は一九八点です。(請求番号九三〇八)

◎藤岡市高山・坂本計三家文書

藤岡市高山(江戸時代は緑整郡高山村)の坂本家に伝存した総数約一万五〇〇〇点余の文書群です。このうち今回新規閲覧になったのは、五九八四点です。文書の内容としては、江戸時代後期に高山村の年番名主を勤めていたため名主文書が三三〇点あります。近代に入ると明治二二年まで高山村の戸長など村の役職に就いていたため戸長役場関係文書が一〇七〇点あり、同年、合併により美九里村となつて以降の役場関係文書が八九四点です。さらに、同家文書のうち圧倒的な部分を占める坂本家私的文書が二六八〇点あります。この内容は多種多様ですが、新聞・雑誌などの出版物、広告チラシ・商品包紙・正月用絵びらなど消費生活に関わるもの、神仏の護符・曆類、東京市電の切符などの史料が多いのが特徴です。(請求番号八二〇二)

◎群馬郡群馬町東国分・住谷修家文書

群馬郡東国分村の住谷家に伝存した数千点を数える文書のうち、江戸時代から明治時代初期の東国分村の村政文書を中心とする五六五点が新規閲覧になりました。住谷家は東国分村で江戸時代は名主、明治時代初期は戸長などを勤めています。主な文書としては、延宝四(一六七六)年を初出とする東国分村の年貢割付状八七点(新田分も含む)や江戸時代の東国分村絵図などがあります。他に本居宣長の「古事記伝」の写本などもあります。(請求番号九一〇八)



群馬郡東国分村絵図(部分)住谷修家文書

マイクロ収集文書では次のものです。
◎福島県いわき市・漆原郁子家文書
高崎藩安藤家の家臣、漆原家に伝存した文書二六点了。(F P 九三〇一)

新たに収蔵された

古文書

平成七年一月以降、当文書館へ寄贈・寄託されました古文書は次のとおりです。
◎東京都江戸川区・石原敬司家文書(寄託)
山田郡桐原村(現大間々町)の石原家に伝存した二九〇点の江戸時代から大正時代の文書です。江戸時代後期の村入用帳などの桐原村名主文書と「新題林和歌集」などの和歌・俳諧・狂歌関係の典籍

を含む私的文書からなる文書群です。
◎勢多郡北橋村箱田・根井幸江家文書(寄託)
江戸時代の勢多郡箱田村名主文書と明治時代初期の箱田村外四ヶ村戸長役場文書、及び剣術の法神流関係文書・神道修成派関係文書や多くの典籍類など江戸時代から昭和期迄の根井家私的文書からなる文書群です。点数は約一七〇〇点です。

◎前橋市池端町・齋藤羊太郎家文書(寄託)

追加として、「杜司由緒」や「家普請入用帳」など計五点です。

◎前橋市城東町・富澤彦作家文書(寄贈)

安政四年の「萬覚帳」一点です。

◎沼田市岡谷町・大嶋新平家文書(寄託)

江戸時代後期からの利根郡岡谷村名主文書と明治時代に副区長などを勤めた際の公的文書、及び明治時代の教科書類や日露戦争期の東京日々新聞などからなる文書群です。点数は約一二〇〇点です。

◎前橋市西大室町・根岸孝一家文書(寄託)

追加として、明治一四年「改正官員録」と「大日本早引細見絵図」の計二点了。

◎前橋市千代田町・関口隆家文書(寄贈)

追加として、昭和二四年の前橋女子高の「文芸ノート」など計四点です。

◎東京都日野市・鈴木重義家文書(寄贈)

追加として、俳諧書抜帳一点です。

◎佐波郡境町島村・田島弥平家所蔵文書

幕末から明治初年にかけての蚕種販売関係文書や島村勤業会社関係文書など五七三三点了。横浜開港資料館所蔵フイ

ルムからの複製です。

◎佐波郡境町島村・島村蚕種文書

島村蚕種会社の経営文書九四点了。
◎利根郡片品村・永井順一家文書
紺周郎流養蚕伝習所入所願や永井流養蚕術伝記など八六点了。

群馬県史収集複製資料目録第2集の

刊行と複製資料の公開

文書館では、平成六年度の県史普及活用事業の一環として『群馬県史収集複製資料目録』第2集を刊行するとともに、本年六月から整理・複製本等を終えた複製資料の閲覧利用を開始しました。

本目録第2集は、近世史部会収集資料(その2)として、県史編さん室の近世史部会が写真撮影で収集した県内市町村の各家に伝存する近世の地方文書を中心に収録しています。

収録地域は、県東南部の伊勢崎市と佐波郡、太田市と新田郡、館林市と邑楽郡、県西南部の藤岡市と多野郡、富岡市と甘楽郡、安中市と碓氷郡の合計六市一九町五村です。収録総数は二万二五五五(五六二件、一七八一簿冊)になります。

これによって近世史部会収集資料は、目録第1集と合わせれば、赤城山・榛名山以南の地域の資料三万五五三九点が開覧できることになったわけですので、地域史等の学習や研究にご活用ください。

なお、本年度は目録第3集・近世史部会収集資料(その3)として渋川市・北群馬郡、沼田市・利根郡、吾妻郡と県外の地域を整理作業中ですので、今しばらくお待ちください。

新たに収蔵された

行政文書

管理受任等 昨年度中に管理委任、引継、管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、五、〇四三冊でした。受け入れた先は五五課で、うち八課は今回初めて

の移管でした。(詳細は表1のとおり)。新県庁舎建設を間近にひかえ、庁舎の取り壊しや事務所・文書庫の移動がはじまっています。文書の移管も、今後ますます大量になると予想されます。文書館では、現在新書庫を建築中です。今秋には完成し、受け入れ体制も整います。

表1 平成6年度管理受任文書等室課別冊数

部局室課名	永年文書	有期限文書	計
総務部 人事課	294		294
総務部 財政課	8		8
総務部 行政管理課	21		21
総務部 財政課	24		24
総務部 学事課	170		170
総務部 広報課	18		18
総務部 税務課	12		12
総務部 地方課	192		192
総務部 消防課	17		17
企画部 企画部長室	2		2
企画部 土地対策課	8	323	331
企画部 交通政策課	2		2
企画部 統計情報課	20		20
県民生活部 県民生活部長室	25		25
県民生活部 社会福祉課	89		89
県民生活部 高齢福祉課	8		8
県民生活部 児童家庭課	2		2
県民生活部 国際課	10		10
県民生活部 県民生活課	21		21
県民生活部 国民健康保険課	30		30
衛生環境部 衛生環境部長室	15		15
衛生環境部 衛生課	177		177
衛生環境部 生活衛生課	42		42
衛生環境部 保健予防課	44		44
衛生環境部 健康長寿課	21		21
衛生環境部 健康課	23		23
衛生環境部 環境政策課	1		1
衛生環境部 環境保全課	39		39
衛生環境部 環境課	26		26
衛生環境部 自然環境課	26		26
農政部 農業課	1,234		1,234
農政部 農業技術課	10		10
農政部 蚕糸課	73		73
畜産課	97		97
流通課	26		26
土地改良課	43		43
農村整備課	10		10
林務部 林務部長室	16		16
林務部 林業経営課	12		12
林務部 林産課	76		76
林務部 治山課	7		7
林務部 緑化推進課	29		29
商工労働部 商政課	136		136
商工労働部 経営指導課	31		31
商工労働部 職業能力開発課	71		71
土木部 土木部長室	15		15
土木部 用地課	57	120	177
土木部 道路建設課	76		76
土木部 道路維持課	75		75
土木部 都市計画課	177		177
土木部 都市施設課	119		119
土木部 下水道課	322		322
土木部 技術管理課	17		17
知事部局合計	4,090	443	4,533
管理部 福利課	21		21
管理部 学校人事課	453		453
管理部 スポーツ文化財保護課	21		21
教育委員会事務局合計	495		495
公立学校共済組合群馬支部	16		16
総計	4,600	443	5,043

収集 昨年度の文書整理等において県の各機関が廃棄した文書資料の中から、文書館が歴史資料として認めて収集したのは、二、七六九冊でした(詳細は表2のとおり)。(指導主事 田中 尚)

表2 平成6年度収集文書部局別冊数

部局名	冊数
総務部	121
企画部	102
県民生活部	91
衛生環境部	106
農政部	190
林務部	45
商工労働部	100
土木部	287
地労委事務	1
議会図書室	1,545
教委事務局	181
合計	2,769

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

今年度からカラーマイクロフィルムで閲覧できる明治初期絵図は、次のとおりです。モノクロ複製はその場ででき、カラー複製もできます。(田中 尚)

番号	地 図 名
455	邑楽郡下早川田村
456	群馬郡渋川村
458	阿久津村
459	川島村
462	八木原村絵図面
464	中村
470	緑笠郡下栗須村
473	立石新田村
475	森新田
477	上大塚村
478	中大塚村
488	保美村
489	三本木村
490	高山村
494	緑野村
495	白石村
499	甘菜郡七日市町
501	曾木村
村字限図(村誌絵図)	
365	利根郡上発知村
旧藩(県)倉絵図	
500	甘菜郡七日市元陣屋図
土木・河川図	
445	多々良沼絵図面
450	多々良沼坪詰図
451	邑楽郡日向村一村拝借地

番号	地 図 名
検見耕地絵図	
351	利根郡戸鹿野新町村内絵図面
355	利根郡下久屋村
374	岡谷村絵図
376	奈良村
地券発行にかかる字引絵図	
290	新田郡岩瀬川村
292	下浜田村
294	邑楽郡細谷村
295	古戸村
298	山田郡上小林村
299	新田郡大島村
300	鶴生田村
301	鳥山村
302	長手村
303	山田郡安良岡村
304	若林村
305	新田郡新野村
307	成家村倉絵図
308	西長岡村
309	菅塩村
310	北金井村
311	金井村
315	寺井村持添天良村
316	寺井村
317	山田郡龍舞村
318	龍舞村
319	龍舞村
320	沖之郷村
321	荒金村
322	茂木村

番号	地 図 名
324	山田郡植木野村地引図
325	矢場村之内本矢場
327	矢場村之内藤本
328	矢場村之内新宿
329	新田郡藤阿久村
330	山田郡下小林村
331	新田郡別所村
333	沖野村
336	中根村
338	山田郡市場村
339	東今泉村
340	三ツ堀村
341	矢田堀村
352	利根郡戸鹿野新町
354	沼須村
356	下久屋村
358	横塚村
360	下佐山村
361	上佐山村
367	上発知村
368	上発知村
372	発知新田
373	下発知村
379	秋塚村
380	下沼田村
382	白岩村
389	宇楚井村
390	堀廻村
392	大益村
393	善桂寺村
395	石墨村
404	岩本村地券絵図
405	岩本村絵図

番号	地 図 名
407	邑楽郡谷越村
408	成島村絵図面
410	成島村絵図面
411	成島村絵図面
412	當郷村
413	當郷村
414	田谷村
415	田谷村
417	羽附村絵図
418	羽附村絵図
419	羽附村絵図
420	赤生田村絵図
421	赤生田村絵図
422	赤生田村絵図
423	新宿村
424	松原村
425	小桑原村絵図面
426	小桑原村絵図面
430	青柳村絵図 四
431	青柳村絵図 六
432	青柳村絵図 一
433	青柳村絵図 二
434	青柳村絵図 七
435	青柳村絵図 八
439	下三林村字引絵図
440	野辺村
443	高根村
444	高根村
446	日向村
447	日向村
448	日向村
449	日向村
452	岡野村絵図面

其村方中下両組を去ル四年
 企不埒之有之、右二重立候
 寅藏儀者勿論、弥次右衛門
 外両人之もの共、御知行所
 弘被 仰付候もの、万々一
 村方忍入候儀も有之候而者
 第一対
 公儀江重畳不届二付、向後
 村役人共者不及申、組々二而も
 無油断心附、猥之儀無之様
 可被相心得候、依之村役人共
 其組々江急度可被申渡候、
 若又右之もの共村方江
 忍入候儀他方於相知候二者、
 其もの共親類組合者不及
 申、村役人迄も無念之筋二
 付、此段相達置条可
 得其意事
 御地頭
 用所(印)
 高山村
 名主
 組頭
 惣代中
 成
 十月
 御地頭
 用所(印)

〔寅藏ほか村方へ忍入らぬ様取締の旨地頭所御用状〕(文書番号8202-956、タテ18cm×ヨコ55cm、包紙有)

古文書解説コーナー

高山村(現藤岡市高山)で名主役を勤めた坂本家には、領主であった旗本筒井氏の政務を司る地頭所から、村宛に送られた御用状が数多く伝存しています。御用状とは書状の形式で旗本の指示や意向を村方に伝えた文書です。今回はこの御用状の中から、嘉永二年(一八四九)暮に起った江戸の筒井屋敷へ、高山村の農民が強訴した事件に関連した文書を取り上げます。

文書を読むと、当時使われていた独特な用語や用法に気付かれます。 「知行所弘」とは追放刑の一種で、筒井氏の知行所内(領地)より追い払い、以後立入を禁止することです。「公儀」とは、幕府及び將軍家を意味します。「無念」とは江戸時代の法律用語で、予見できたのにも拘らず、不注意であった場合に用いられます。本文五行目には一字あきの「出」と、七行目から八行目にかけては平出という改行して敬意を表す方法があります。解説に際してはこれらの用語や用法については辞典等の助けを借り、ただ事例を鵜呑みにするのではなく、文書の内容に即して解説することが肝要かと思われまふ。又、くずし字は本来一定のくずし方がありますが、筆勢によつては筆順通りではなかつたりします。「御」「候」「有」「可」「被」「者」等は、度々表情を変えて書き表されますので慣れることが大切です。

上掲文書の日付「戌十月」は、嘉永三年十月です。「企不埒之」とは、この事件の関連文書十通余を参考に見ると、寅藏以下高山村中下(他に上組あり)の農民等が、嘉永二年の暮に江戸の筒井屋敷の門前へ押し掛け、強訴に及んだのです。しかし、訴状の写などが残されていないため、強訴が何を理由に起つたのかは不明です。その後、首謀者寅藏は出奔し行方知れずとなり、最終的な処分では寅藏等は知行所弘とされました。以後このような不祥事を引き起さ

ないように、村役人から他の組へも注意を怠らず、もし再び寅藏等が村内へ忍び込んで、他から露頭したならば、親類・組合・村役人までも罪は免れないので、理解しわきまえるようにと通達しています。強訴の理由がはつきりしないだけに、様々な原因が想定できます。推論を導びくには、古文書を解説する理解力をつけることが必要ではないかと思われまふ。

(古文書課 樫沢恭子)

【釈文】

其村方中下両組、去ル四年
 企不埒之有之、右二重立候
 寅藏儀者勿論、弥次右衛門
 外両人之もの共、御知行所
 弘被 仰付候もの、万々一
 村方忍入候儀も有之候而者
 第一対
 公儀江重畳不届二付、向後
 村役人共者不及申、組々二而も
 無油断心附、猥之儀無之様
 可被相心得候、依之村役人共
 其組々江急度可被申渡候、
 若又右之もの共村方江
 忍入候儀他方於相知候二者、
 其もの共親類組合者不及
 申、村役人迄も無念之筋二
 付、此段相達置条可
 得其意事

御地頭
 用所(印)
 高山村
 名主
 組頭
 惣代中

閲覧室から

文書館の閲覧利用状況について

文書館の閲覧利用者は、開館翌年の昭和五十八年度では一日平均一・二人、一点であったのに対して、平成六年度では六・〇人、三五・六点と五倍に増えています。また、平成六年度の閲覧利用者一、五九八人を資料・職業別に整理すれば、次表のとおりです。

職業	資料		
	行政文書	古文書	県史資料
県関係	一五八人	八人	七人
教育関係	七	三	九
市町村関係	三三	三	四
学生	三	五	三
会社員	三	二	三
自営業等	八	七	一四
農業	二	六	一
団体	三	三	一
無職等	一四	四一	一五
合計	八七	五九	一三

これら閲覧者の利用目的については、おおよそ次のように大別されます。

- ・自治体史等の編さん利用
 - ・古文書等の学習・解読練習
 - ・歴史学等の学術研究利用
 - ・学生のレポート、卒業論文作成
 - ・地籍調査等
- 行政文書の利用の第一は、自治体史や

教育史等の編さんによるもので、以前は県の公文書が中心でしたが、近年は上毛新聞のマイクロフィルムの利用もさかんです。寄託・寄贈された古文書では、無職の方の利用が圧倒的に多く、原文書に直接触れられることから、調査・研究等のほかに解読練習によく利用されています。県史編さん資料については昨年度から一部公開を始めたばかりですので、今後ますます閲覧利用が増えていくものと思われまます。

このように閲覧利用者が増加している背景として、文書館側からみれば次の点が考えられます。

- ・閲覧スペースの拡大
- ・昼休み時の出納開始
- ・新聞、絵地図等のマイクロ化
- ・検索手段(件名・分類目録)の整備
- ・閲覧公開文書(受贈図書・県史編さん資料)の新規増加
- ・閲覧室開架図書の整備と充実

一方、利用者の側からみれば、生涯学習の中での古文書解読練習、地域の町や村など身近な歴史への関心の高まり、自治体史等の編さんの進化などがあげられます。また、学術調査・研究など県外からの利用も増えていきます。徐々にはありますが、文書館も市民権を得つつあることの表れかと思えます。

当館では、歴史資料の保存利用機関として、親しみやすく開かれた文書館をめざして職員一同努力しておりますので、皆さんも一度文書館に来て、自分の町や村の歴史、地名等について調べてみてはいかがでしょうか。ご来館とご利用をお待ちしています。(金澤久美子)

蛎魚の会だより

梅沢博幸

昨年は、創立十周年の記録を綴った「蛎魚の会十年の歩み」の発刊や「石川薫記念地域文化研究賞」の受賞と本会の歴史を飾る輝かしい年でありました。

(活動方針) この実績を踏まえ、さらに充実した活動が続けることが本年度の基本方針といえます。現在の会員数は、A組八十一人、B組百二人、合計百八十三人の大所帯ですが、このうち約半数が五年以上の会員歴を持っています。

(定例会) 和気あいあいとした雰囲気ながら熱気のみなきこの会は、昨年に引き続き飯塚家文書を教材とし、A・

B両組共に「御用留」にしばって系統的に学習に取り組んでいます。

(特別研修会) 「松平藩日記」の目次に並びに索引作りも五年目となりました。郷土文書の魅力に取りつかれた有志が、相互の研鑽を通じて着々と学習の成果を挙げています。

(館外研修) 現地に歴史の息吹を尋ね、併せてお互の交流を深めようと、六月十一日会員五十三名が桐生市で彦部家や近代化遺産の探訪を実施しました。十月には「飯塚家文書の旅」を計画しています。

(会報) 会員の研究論文や意見発表の場として活用されている「蛎魚の会だより」も年々充実し、先日第二十五号の発行を見ました。年四回の発刊予定です。

古文書同好会だより

宮内次郎

本年度は新会員六名の方を迎え会員三十八名にて四月より学習に入りました。学習内容は前年よりの新里村小野里家文書慶応四年覚書を五月例会でひとまず打ち切りにし、六月よりの教材は会員各位に資料を持ちよって戴き各種の文書を

中広く学習、あまり長文のものでなく三ヶ月から六ヶ月位で解読できる資料を選んで学習することになりました。

年間の活動としましては年一回懇親会を前々会長の太田先生の御宅長興寺会館をお借りして十一月に開催致しました。昼食を間に研究成果の発表、趣味特技の

披露、女性会員の方に茶を点てて戴くなど盛大な会になりました。

また同じく年一度の研修会を三月に行い、あいにくの小雨の中まづ桐生市広沢町彦部家屋敷にて御当主より中世の貴重な文書その他の品々を拝見しました。その後足利学校と足利義兼が建久七年創建という饒阿寺を見学、次に富田町栗田美術館で伊万里、鍋島の名品を堪能し、最後に尾島町縁切り寺で有名な満徳寺を見学しました。満徳寺で閉館まぎわになつてしまったにもかかわらず館の方より親切に説明をして戴きました。古文書の学習のみでなく会員の親睦を深める意味で懇親会、研修会ともに意義のある会でありました。

Q A Q A Q A Q A Q A Q
 Q A Q A Q A Q A Q A Q
 コーナー！

Q 「懸紙」という用語と書状の「脇付け」について教えて下さい。

A 一般的に書状類は、本体のみで相手方に渡すことはあまり例がなく、必ず本紙一枚の場合には白紙を添えます。これを

「懸紙(らしいし)」といいます。この礼紙を添付し、さらに、本体が直接見えないように包んで差し出しています。この場合「包んだ紙」は本体と同一の料紙(りょうし)です。これを懸紙(かけがみ)と呼んでいます。懸紙と言う用語は、広義的には物体を包みこむ紙の総称です。また、懸紙と同義の意味で使用されるものに「包紙」(つつみがみ)があります。

さて、この懸紙については、さらに、「封紙」と「包紙」とを使い分けている人もいます。前者の封紙は、原則的には本体と同じ料紙を用い、後者の包紙とは、受取者が文書の受取り後に関連文書等をまとめて保存整理したり、後日の忘備のために本体を別の紙等を使って包んだ紙そのものを指して呼ぶものです。そのため後者の場合は同一の料紙でなくても差し支えありません。この呼称について厳密に区別していたのは古文書学者の相田二郎氏でした。氏の「日本の古文書」(岩波書店刊)は後世の古文書研究者に影響を与えた名著です。そして、これらの懸紙を利用した「封」の方法には、幾通り

かの封式が存在しています。その一つが「折封」と言われたもので、懸紙の天地の部分数センチを後ろに折り込むだけのものです。さらにこの部分を糊付けにしたものもありました。その他に「切り封」「結び封」「捻り封」「包封」等という様な封の方法が考えられていました。なお、江戸時代の「安斎隨筆・14」によれば「包み状」と呼ばれた「封」の型式が記されており、それによれば、上方の「包み様」と関東の「包み様」には相違があったようです。

また、「封」の表面上端部には宛名を記し下部には発給者の名前を記しました。このとき発給者と宛所の身分関係によって名乗りの下に附す敬称である「殿」や「様」の崩し字に一定の決まりがありました。そのため、「封」のウハ書きを見れば、相手が目上の者か同格か下位の者に発給したものであるか見当がつくようになっていました。特に「殿」には一番丁寧な楷書の「殿」からひらかなの「のへ」まで数段階の崩し字がありました。「様」についても「エイサマ」「ビスサマ」の使い方がありました。

さらに、「脇付」(わきつけ)という相手方をより敬意を表す文字を宛所の脇に小さく添えてさらに丁寧な型式としています。この脇付には「人々御中」とか「御宿所」さらに「参る」とか「床下」「机下」「足下」「玉案下」「侍史」等の語があり直接に宛名の人物に渡るより相手を敬う意味をこめたものです。これらの奥ゆかしい表現は日常ほとんど使用例が希れなっています。

(古文書課 小山)



◎企画展「広告にみる庶民のくらし」藤岡市坂本家資料を中心に」(仮題)のご案内
 展示期間 10月24日(火) ~ 11月22日(水)

平成六年度に目録刊行された藤岡市高坂本計三家文書の特徴の一つは、各種広告資料が多数残されているということです。今回の展示では、坂本家に残された広告資料を中心に、当館に所蔵されている広告資料等を展示し、庶民のくらしと広告資料との関わり、広告資料から読み取れる時代的な特色などを紹介いたします。

なお、11月5日(日)午後2時~4時に文書館三階研修室に於いて、通商企画開発局広告美術館設立推進室・芸芸員中田節子氏をお招きし、記念講演会を開催いたします。

◎「群馬県行政文書件名目録」第7集の発行について

本目録は、「行政文書簿冊目録明治編」の分類項目の「勸業」にあたる簿冊五六四冊、件数七、二八三件を収録した件名目録です。基本的に簿冊目録の分類を大項目とし、内容により中・小項目、細目を設定し、分類したものです。

明治期の勸業政策や産業の実態に関する調査研究等にご活用下さい。
 ◎「群馬県立文書館収蔵文書目録」13 藤岡市高山・坂本計三家文書(1)の発行について

本目録は、緑埜郡高山村(現藤岡市)の坂本家に伝存した約一万五〇〇〇点余

の文書のうち、五九八四点を収録した分類目録です。分類は高山村名主文書・高山村戸長役場文書・美九里村役場関係文書・坂本家私的文書の四つに大きく分かれています。このうち絵びら・引札など多種多様な私的文書が多いのが特徴です。



あゆみ

7・1・6 平成6年度第4回常設展(2月5日)

2・7 第5回常設展(3月5日)
 2・13 文書館運営協議会開催
 2・28 『ぐんま史料研究』第4号刊行

3・7 第6回常設展(4月9日)
 3・31 行政文書件名目録第7集(明治期勸業編刊行)
 群馬県立文書館収蔵文書目録(13)刊行

4・1 紀要「双文」第12号刊行
 4・1 文書館運営協議会委員19名
 4・24 文書館文書調査員23名委嘱
 明治期地籍図マイクロ撮影(28日)

5・1 明治期絵図表具開始
 5・13 古文書解説入門講座
 20日、27日、6月3日、10日、17日、7月1日修了式

5・16 平成7年度第1回常設展(7月9日)
 6・16 行政文書管理委任、引継、収集作業開始(7月3日)
 6・29 公文書等保存専門講座(30日)